

2018年12月13日

荷主殿各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
中近東・アジアチーム



ベトナム向け貨物の書類記載事項について

拝啓、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご厚情を賜りまして誠に有難う御座います。

さて、ベトナムで荷揚げされる貨物において、ベトナム税関よりマニフェスト送付時の記載必須事項が追加されましたので、ご報告申し上げます。

敬具

記

対象港 : ベトナム全港
対象貨物 : ベトナム向け乗用車トラック、建機、その他全ての貨物

必須事項 : 1. VIN NO. (17桁)
2. ENGINE NO. (エンジン固有番号)

<新たな記載必須事項>

3. CONSIGNEE情報

- TAX ID CODE

- 名前、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス

* CONSIGNEEが“TO ORDER”または“TO ORDER OF …”の場合は
NOTIFYのTAX ID CODE、名前、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス

4. HS Code (4桁)

5. 具体的な品名

適用開始日 : 2019年1月1日

お手数をおかけいたしますが、船積み書類を差し入れいただく際、上記の事項も合わせてご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

ご質問等ございましたら各担当営業チームまでお問い合わせくださいませ。

以上